

特定航路の事故被害対策としての基金創設を求める意見書

平成20年3月5日、明石海峡において発生した貨物船等衝突事故により、沈没した貨物船から搭載油が流出し、漁業等への甚大な被害が発生した。

今回の事故は、狭隘な水域に多くの船舶が航行する航路として、「海上交通安全法」第2条に規定する航路（以下「特定航路」という。）において発生したものであるが、全国に11カ所ある特定航路はもちろんのこと、本県沿岸においても同様に起こりうるものであり、このような船舶事故に起因する甚大な漁業被害の発生が、今後も懸念されるところである。

しかしながら、事故原因者らの責任は、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」等により上限が設けられているため、十分な被害対策がなされない状況にある。

よって国においては、適切な法制度の整備とあわせて基金を創設するなど、特定航路及びその周辺海域における船舶事故によって生じた漁業被害に対し、十分な救済措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月17日

徳島県議会議長 福 山 守